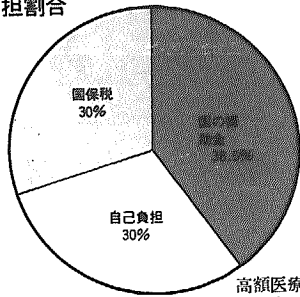


国民健康保険、その制度と 保険税値上げの理由

みんな健康で快適な生活を願っています。健康に気をつけたり、スポーツをしたり、検診を受けたり。ふだん健康であつても病氣やケガはある日突然に、わたしたちを襲います。そんなときお金がなくてお医者さんにかかれなかつたら大変です。でも、わたしたちは「国民皆保険」といって、何かの保険に加入しています。国民健康保険もその一つです。国民健康保険は町が運営していますが、財政は増え続ける医療費、国の補助の削減をうけて、火の車なのです。そこで、町ではやむなく今年度保険税の課税方式と税率を変え、平均三〇%近く引き上げました。そこで国保の制度と保険税の仕組みをお知らせします。

グラフ1 医療費の負担割合

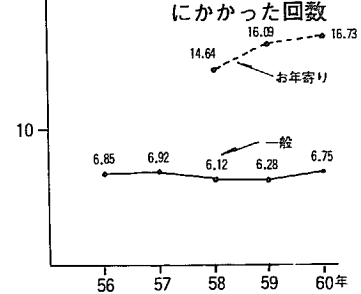


高額医療費を含めると自己負担の割合はもっと低くなります。

町民三人に一人が国保
健康保険制度が助け合いの精神でできていることはご承知でしょう。ふだんは健康でも万一に備えみんなが収入に応じた保険税を出し合つて、保険制度を成り立たせています。
国民健康保険、略して国保もいろいろある保険制度の一つで、職場の健康保険（社保など）に入っている人以外はみんな加入しなければなりません。黒埼町で国保に入っているのは、今年八月で二千三百八十三世帯、七千二百二十七人で、世帯の四二%、人口の三二%を占めます。

国保の保険証を持つてお医者さんにかかる時、窓口で医療費の三〇%を支払います。では、ほかの七〇%はどうなっているのでしょうか。グラフ1のとおり、国の補助が三八・五%、わたしたちが納める保険税が三二・五%です。さらに、医療費の自己負担が五万四千円を超えたときは、その超えた分は国保から払い戻されます。これを高額療養費といい、この分を加えると七〇%以上を国と保険税が負担し、わたしたちは三〇%以下の負担になります。

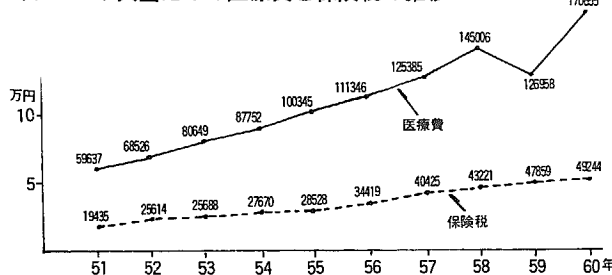
グラフ2 1年間で1人がお医者さんにかかった回数



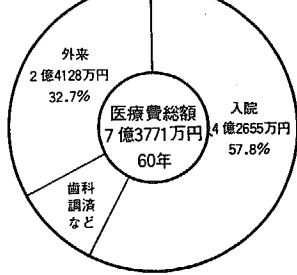
医療の状況を見てみましょう。昨年のお医者さんにかかった回数は、グラフ2のとおり一人が平均七回弱、その医療費はグラフ3のとおり、年間で十七万円

増え続ける医療費
医療の状況を見てみましょう。昨年のお医者さんにかかった回数は、グラフ2のとおり一人が平均七回弱、その医療費はグラフ3のとおり、年間で十七万円

グラフ3 1人当たりの医療費と保険税の推移

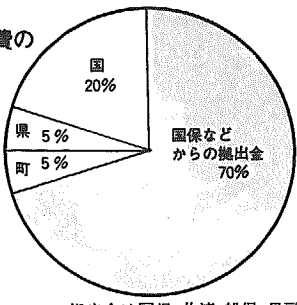


グラフ4 老人保健、外来と入院の内訳 (60年)



老人医療費県下一位
ここで少し、お年寄りの医療費をみてみましょう。一般の人よりかかる回数は七回弱と多く、医療費も五十六万円と高額の医療費です。お年寄りの医療費は、例えば表1のように百万円以上かかった人が百七十一人いるように高くなるのは仕方ありません。
ただ、黒埼町の老人医療費は老人保健制度が始まって三年間県下百二十二市町村中第一位なのです。(グラフ6参照) これは、町のお医者さんの治療費がほかと比べて高いということではありません。理由としては、新潟市などに大病院がたくさんあり、高度な治療を受けられるなど、医療機関に恵まれていることが考えられます。また、グラフ4のように入院の割合が高いことも上げられます。

グラフ5 老人医療費の負担割合



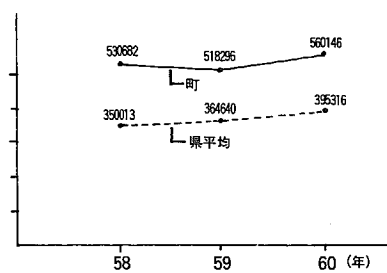
拠出金は国保、共済、船保、日雇保険、組合健保、政管健保から出ます。

老人保健高額医療費 表1

金額	58年度			59年度			60年度		
	人数	金額	割合	人数	金額	割合	人数	金額	割合
100万~200万(未満)	52人	78人	80人	600万~700万(未満)	3人	3人	0人		
200~300	28	31	40	700~800	11	1	2		
300~400	28	21	25	800~900	1	1	0		
400~500	12	8	17	900~1000	1	0	1		
500~600	5	8	5	1000以上	1	1	1		
治療費の一例				計	132	152	171		

9,495,610 ガン 10,956,300 肺炎腫
7,854,410 心筋梗塞他 7,770,430 心不全

グラフ6 1人当たりの老人医療費の推移



***老人保健法改正案 (国会で審議中)**

- ①70歳以上の老人医療費のうち一部自己負担を外来は現行の月400円を1000円に、入院は現行の1日300円(2か月間)を500円(期限なし)に引き上げる
- ②主要財源として各種保険制度から出し合っている拠出金の負担割合は国保を減らし社会保険を増やす
- ③寝たきり老人などの老人保健施設を作る、などが主な内容。

老人保健の対象者(七十歳以上全員加入)は一千三百七十一人います。その医療費の総額は七億四千万円ほどです。この負担はグラフ5のとおり、国・県・町が合わせて三〇%、残る七〇%は国民健康保険などから拠出金というかたちで負担されています。ですから老人医療費がかればそれだけ国保の負担が大きくなります。
なお、国会で老人保健法の改正案が審議されています。

上昇する医療費に保険税をやむなく三〇%引き上げ

国保の財政を支えているのは保険税と国の補助金です。しかし、医療費が伸び続け保険税との格差は開く一方です。表3を見ると昭和五十一年から六十年までに医療費は二・八六倍伸びているのに対し保険税は二・五六倍で追いつきません。また、昭和五十九年に退職者医療制度が導入され、国からの補助金の割合が四五%から三八・五%に減少しました。

国保財政のピンチを今までは所得の上昇にともなつた保険税の上昇、基金の取り崩し、一般会計からの繰入金などで賄ってきましたが、今年度はそれも限界で当初予算を組んだとき約一億円足らず、三〇%の保険税の引き上げがどうしても必要になりました。

新たに平等割を導入
保険税の改正は国保運営協議会(保険加入者、議員など九人で構成)で検討され、引き上げはやむを得ないと結論が出ました。また、課税方式に今までの均等割と所得割の二方式に加え、平等割を導入

することになりました。改正案は六月定例会議会で可決されました。改正の内容は既にチラシでお知らせ

①一・八%から一五・二%に新たに加入世帯が均一に負担する平等割(額は一万円)を導入する
②国の法改正にともない課税限度額を三十五万円から三十七万円に

所得別保険税(4人家族の場合)

所得	保 険 税		引き上げ率
	61年度	60年度	
0*	31,200	19,200	1.625
30	48,880	33,520	1.458
50	79,280	57,120	1.388
70	109,680	80,720	1.359
90	163,280	123,520	1.322
110	193,680	147,120	1.316
130	224,080	170,720	1.313
150	254,480	194,320	1.310
170	284,880	217,920	1.307
190	315,280	241,520	1.305
210	345,680	265,120	1.304
230	376,080	288,720	1.282

*1 基礎控除以下の世帯
*2 課税限度額が37万円のため課税は37万円になります。

改正された保険税のしくみ

- 保険税は次のように計算されます。
- 平等割 加入1世帯当たり10,000円
 - 均等割 加入者1人につき14,000円
 - 所得割 世帯の前年の所得金額を基に、次の式で算出。前年の総所得金額-260,000円(給与所得者280,000円)×15.2%(税率)
- この3つをたした額が保険税です。3方式の賦課割合は平等割5%、均等割21%、所得割74%です。

する。*課税方式は郡内すべて、県内の大半がこの三方式に資産税割を加えた四方式ですが、それ導入すると、あまりに大きく保

險税が変化すること、新潟市が三方式のことなどで資産税割は見送りました。保険税の改正は黒埼町だけでなく、全国の多くの市町村が今年実施しています。

一世帯平均十七万円
引き上げ率は表のとおりです。引き上げ後の保険税は平均一世帯あたり十七万円ほどです。基礎控除以下の人の引き上げ率は大きいのですが、郡内で最も安い額です。また、今までどおり低所得者の均等割の六割軽減、四割軽減の措置があります。

今回の改正で国保会計は約九千万円の増収が見込まれ、一息つけそうです。最後に保険税完納のお願いです。収納率は九六%ほどです。国保加入者みんながぜひ納期内に納めてください。